

環境審議会における運営上の申し合わせについて（案）

【環境審議会の役割等】

1 根拠法令

- (1) 上天草市環境基本条例第 20 条により設置
- (2) 上天草市環境審議会規則で必要な事項を規定

2 審議会の役割

市長の求め（相談）に応じ、次の事項について調査審議を行い、意見を述べる。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会の構成

- (1) 委員数 10 人以内
 - ①識見を有する者（専門委員等）
 - ②市長が適当と認める者（委員）
- (2) 会長、副会長を置く（委員の互選）

4 審議会委員

- (1) 委員の身分 上天草市非常勤特別職の職員
- (2) 任期 平成 22 年 7 月 9 日～平成 24 年 7 月 8 日（2 年間）
 - ①補欠委員の任期は、前任者の残任期間
 - ②委員の再任あり
- (3) 報酬等 上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定による。

5 その他運営に係る主な事項

- (1) 会議
 - ①審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
 - ②審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - ③審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、同数の場合は、会長が決定する。
- (2) 意見の聴取
審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- (3) 庶務
審議会に関する庶務は、環境衛生課が行う。
- (4) 委任
規則に定めのない審議会の運営に関する必要事項は、会長が審議会に諮って定める。

【申し合わせ事項（案）】

1 環境審議会の公開と傍聴時のルールについて

(1) 会議は原則として公開とし、傍聴者は5人以内とする。

(2) 傍聴時のルール

- ①テープレコーダー等による録音及びカメラ等による撮影は原則できないものとする。
ただし、会長が許可した場合は、この限りではありません。
- ②審議会の秩序を乱すなど議事の進行を妨害した場合、会長は退席を命じることができるものとする。

2 議事録の取扱いについて

(1) 事務局は議事録を作成するため、テープレコーダー等で録音する。

(2) 作成した議事録は委員に送付し、承認を得るものとする。

(3) 承認を得た議事録は、市ホームページで公開する。

(4) 議事録の発言者氏名は、原則として記載する。

3 委員が審議会に出席できない場合の取扱いについて

団体等からの選出の委員が審議会に出席できない場合、会長はその委員に代わって、所属する団体等の者の出席を認めることができるものとする。ただし、議事に参加することはできず、会長が認めた場合、意見を述べることができる。